

平成29年7月九州北部豪雨災害廃棄物の処理 ～初動・応急期の対応と被災自治体支援に関する知見の共有～

福岡県朝倉市役所 こども未来課
課長 上村 一成

1. はじめに

(1) 朝倉市の沿革

本市は、2006年3月20日に1つの市（甘木市）と2つの町（朝倉町と杷木町）の合併により誕生し、福岡県の中南部、筑後地域に位置し、面積は246.71km²、H30.4.1時点での人口は53,743人、21,192世帯である。

(2) 通常時における廃棄物処理

合併した経緯から、廃棄物処理は、合併前の形態を引き継ぐ形をとっていた。家庭系一般廃棄物の内、可燃ごみは直営と委託業者、事業系一般廃棄物（可燃物）は許可業者が収集運搬しており、近隣5市町村から構成される甘木・朝倉・三井環境施設組合の清掃工場（以下「サン・ポート」という。）へ持ち込まれる。また、不燃ごみ・資源物も直営と委託業者によってサン・ポートへ持ち込まれ、市内から発生するほとんどの一般廃棄物は、このサン・ポートで処理されている。この稼働率は、96%（24時間稼働）前後と高い水準で推移しており、受け入れに余裕のない状況で、構成市町村における減量化が課題となっていた。

2. 災害の概要

(1) 災害規模と被災状況

平成29年7月4日昼前頃から夜半にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、朝倉市、東峰村、日田市にかけて線状降水帯を形成、短時間で猛烈な雨を継続して降らせた。この豪雨は、九州で初めて大雨特別警報が発令されるなど、記録的な大雨となり大災害をもたらし、本市では、5日から6日までの総雨量が894mm、24時間最大雨量545.5mm、1時間に106mmを観測した（気象庁HP参照）。

この影響で、本市では大規模な土砂崩れ（約450か所）、河川の氾濫などによって、人的被害は死者33人、負傷者16人、行方不明者2人、住家被害1,469戸、道路被害483件、橋りょう被害83件、河川被害310件、農林水産被害13,728件、断水世帯1,645戸（市供給水道分）となり、被害総額は約1,941億円（平成29年8月20日時点）の見込みとなった。

（2）災害の特徴

本災害の特徴は、中山間部における土砂災害と平野部の水害という2種類の災害を併せ持つことにある。膨大な量の流木交じりの土砂が地域一帯を巻き込み、生活道路のほとんどが寸断されたことで、災害廃棄物の搬出に時間がかかる状況も生じた。

特に流木に関しては、これまでの災害において類を見ないほどの発生量となった（写真1参照）。



写真1 三連水車の里付近の流木

3. 事前の備え

（1）災害廃棄物処理マニュアルの策定

本市では、平成24年7月の九州北部豪雨（災害廃棄物処理量：約320トン）の経験から、平成25年度に災害廃棄物処理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を作成し、その後、毎年、仮置場の見直し等を行い、政策調整会議にて市内での周知を図っていた。

このマニュアルは、①平常時、②災害が予期される時、③災害発生後、④実施要領の4つのセクションに分けて構成されていた。しかしながら、マニュアルは、台風を想定したものであるため、今回のように予期しない形で発災したケースでは、事後対応となったものもあった。このことから、②の項目で可能なものについては、毎年、出水期前までに点検・確認等を行う必要性を再認識した。

（2）集積場・職員配置・機材の準備等

マニュアルに従い、集積場は候補地（市有地）を確保しており、毎年、事前に所管部署、利用者に事前承認を得ている。また、人事異動に合わせて集積場の人員配置についても見直しを行っている他、集積場内での分別用の看板、用品の準備等はこのマニュアルのチェックリストに基づき確認等を行っている。

しかし、市内関係業者との協力体制の項目に関しては、災害に特化したの打ち合わせはできていなかった。

(3) 非常時における廃棄物処理に関する協定について

ごみ処理に関しては、サン・ポートにおいて定期補修工事等に備えた協定はあるが、災害廃棄物の処理については、対応しておらず、原則それぞれの構成市町村が対応することとなっていた。

平成 24 年度の災害時には、サン・ポートへ一定の受人条件（大きさ、量の制限等）はあったものの、どうにか搬入し処理ができたこと、また、一般廃棄物の処理は当該自治体内での処理が原則であることから、事前に他の清掃工場所在の自治体との協定は結んでいなかった。福岡県産業廃棄物協会（以下、「産廃協会」という。現在の産業資源循環協会）による応援体制に関しては、平成 29 年 7 月の発災直前に協定を締結した。しかし、具体的な内容の打ち合わせまでは至っていなかったため、今回の災害体験を踏まえ、翌年 30 年度には、具体的な打ち合わせを行った。

産廃協会の担当課長とは別件の研修会において知己を得、その後も通常業務の中での産廃処理に関する問合せ等において関係性は構築できていた。このことは、後述する産廃協会との協定締結後の災害廃棄物の処理における事務において、円滑に進んだ要因の一つであった。

4. 初動・応急期の対応

(1) 発災当日の対応

発災当日（7 月 5 日）の 17 時頃は、発災という認識はなく、ただならぬ雨量に異変を感じ、所管するし尿処理施設等へ被害状況の確認の電話をかけても連絡がつかず、大雨で川のようになった道路を下り（環境課は、山の中腹にあり主要道路まで約 1km）、地域の被害状況把握を兼ねて、朝倉地域と杷木地域のし尿処理関連施設へと向かった。しかし、途中で道路の冠水により車両が立ち往生し渋滞が発生していたため、現地確認を断念し、車両の移動の手助けを行い、どうにか帰路に就いた。

19 時過ぎに国道から環境課への侵入道路に土砂が流れ込み、車両が通行できない旨の連絡が入ったため、環境課職員で土砂等を撤去し、何とか通れる状況にした。この時点では、目の前の作業に手一杯で、大規模災害になろうとは知る由もなく、大雨特別警報が発表されたという情報も後に知ることとなった。

その夜の報道や、翌朝 7 時に全職員が本庁に召集されての状況説明によって、今回の大雨が大規模かつ甚大な被害をもたらしたことを再認識した。

(2) 翌日の対応

翌日の 6 日から、本格的な対応が始まる。市民の方、関係部署、関係機関等からの電話対応の中、所管施設の被害状況等の把握に努めた。筆者は、当日の応対を大学ノートにメモしていたが、あっという間に 1 ページが埋め尽くされた。

（3）集積場（一次仮置き場）の開設

環境省の現地支援チームからは、できれば8日（土）の開設が望ましいとの助言を受けたが、準備期間と市民への周知も考慮し9日（日）からの受入れとした。

本市のマニュアルに基づき市内3か所（旧市町ごと）への人員配置等（責任者、配置職員、看板設置用具、看板収納場所、受付用紙、受付手順）を確認し、併せて、現場へ持ち込めないごみ（災害由来でないごみ：ついでごみ、生活ごみ、生ごみ）と分別の指導を併せて確認した。その後、集積場責任者に看板等の設置を指示した。

杷木の一次集積場に到着すると、被災はしていなかったものの、自衛隊の駐屯地又は他自治体からの応援消防車両の待機場所となっていたため、災害本部を通じて調整を行い、ようやく予定していた3か所全ての集積場の確保ができた。

その後、現場担当職員の意見を反映し受付用紙の改良や受付要領についても、繰り返し搬入される方へ受付番号を配布するなど受付時の聞き取りに伴う市民のストレス軽減と受付の効率化を図った。

（4）災害廃棄物の処理

ア 産廃協会との業務契約準備と手配

翌日からは、協定に基づき産廃協会と主要な廃棄物の搬出と処理について、協議を行い、業務委託契約の準備を進めた。環境省現地支援チームの助言により集積場の管理運営業務（受付、積み下ろし補助、誘導業務、従業員控室の設置、敷き鉄板、暑さ対策の手配等）も追加した。このことにより、環境課職員の負担は、軽減されたが、搬出車両の確認、受付時のトラブル防止と相談対応のため市職員（OB含む）1～2名を継続して配置した。

イ 可燃性ごみ

腐敗性が高く、内部発酵による発火の恐れがあることから、可燃ごみ（特に畳）は、積み上げ高さの管理を行う必要があるが、本市においては概ねできていたため、当初、D-Waste-Netによる内部温度のモニタリングは行ったが、その後は行っていない。畳は、早急な対応ができない場合には、倉敷市のように2次仮置き場に畳専用の破砕機を配備すること（写真2参照）も有効だと思われる。

家具類等は、当初、そのままの形状でトラックに積み込んでいたが、サン・ポートとの調整により、現地で破砕し積載、運搬、処理することができるようになり、1次集積場でのスペースの確保や搬出の効率が上がった。



写真 2 倉敷市の 2 次仮置き場に配置された畳専用の破碎機

ウ 木くず類

家庭に漂着した流木、解体に伴う材木等については、発生量が多いため、処分先の確保を急ぎ行う必要がある。当初、本市では、前述の平常時において剪定枝等を持ち込んでいた隣接する筑前町のリサイクル業者と契約を行うこととしたが、改めて、筑前町と事前協議、搬入ルート等の調整を行った。

しかし、膨大な処理量のため、福岡県北筑後保健福祉環境事務所（以下。「北筑後環境事務所」という。）の指導を受けることとなり、新たな保管場所の確保を行う必要が生じた。その後、家屋の公費撤去等も始まることから、処分が追い付かないと判断、さらに市内外にある産廃処理施設に受入れ先を確保、チップ化しバイオマス発電所にて処理を行った。

エ 金属系不燃物の処理

産廃協会で処分先を確保、搬出計画等の調整を行った。売買できるものは有価物として売買を行い、この売買代金は、業務委託料の支払いにおいて清算した。

オ コンクリートがら等の処理

市内にコンクリートとアスファルトのリサイクル工場があり、産廃協会の会員でもあったため、産廃協会を窓口にして廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の届出を活用、問題なく円滑な処理ができた。

カ 特殊な廃棄物

家電リサイクル法や自動車リサイクル法に基づく処理、平常時でいうところの処理困難物、災害時ならではの廃棄物などの処理も行った。

（ア）家電 4 品目の取り扱い

通常時においては、自治体が大量の不法投棄の処理する際に使用する自治体券を活用することができ、一定の量をまとめて処理を行うことができ、大いに助かった。

ただし、初めての事務処理のため、家電リサイクル協会との団体登録、自治体券発行依頼等の調整を行う必要があった。

また、水害、土砂災害により泥まみれの家電品が多数あったため、持ち込み時には洗浄処理が必要となった。この処理に伴い、産廃協会とは搬出計画、搬出先業者の手配、洗浄場所、機材の確保、洗浄した家電品の保管場所の手配（ピーク時には、甘木集積場に隣接するグランドゴルフ場の駐車場を確保）、ランク別の判断と書類添付作業の打ち合わせを行った。

洗浄と洗浄後の一時保管場所の確保は想定外であった。

(イ) 被災車両の取り扱い

被災車両の取扱いは、通常の廃棄物と異なり基本自動車リサイクル法に則り処分を行ったが、車両の体をなしていないものや車両の一部と思われるものは、一般廃棄物として処理した。

原則、市は、個人の敷地内や河川敷に漂着した所有者が判別できないものを取り扱い、所有者がわかるものは、所有者に処理を依頼した。処分費については、ほとんどの被災車両の登録番号が判別不可能であったことから、仮の登録番号の発行手続きを行うことにより無料となった。このほか、所有者不明の車両を市が処分するためには、一定の公示期間を設ける等の事務処理が発生するため、補助事業における処理期間内に処理が終わるよう留意する必要がある。

(ウ) 処理困難物（タイヤ、バッテリー、プロパンガス、農薬等）の取り扱い

タイヤについては、市内にタイヤ製造工場があり、ご厚意により無償で受け入れをしていただいたが、一日の搬入制限やホイールの除去、洗浄等の条件が付いた。

プロパンガスは、プロパンガス協会に依頼し、ボンベの刻印から取扱業者が分かるものはそれぞれの業者が引き取った。農薬等の有害なものは、産廃協会を通して専門業者に委託した。

(エ) 最終処分するものの調整と処分

産廃協会では処分先を確保、搬出計画等の調整を行った。本市では、一般廃棄物の最終処分場を持ち合わせていないこと、県内の一般廃棄物の管理型最終処分場（5か所）は、諸般の事情で受入れが困難であったため、廃棄物処理法第15条の2の5の届出を活用し、管理型処分場での処分ができるよう、産廃協会を通じ手配を行った。しかし、最終処分場では、紙、布、木々等の有機物の搬入は厳しくチェックされた。

また、この届出の対象にならないガラスくず等（廃石膏ボード含む）の処分に関しては、特例に関する省令の発行を産廃協会からも福岡県を通じて要請した。この省令発布後、廃石膏ボード類は、佐賀県鳥栖市の産廃業者の管理型処分場で処理することとしたが、鳥栖市は、地元との協議を行い、福岡県と佐賀県は、県をまたぐ調整をしていただき、大変なご苦勞をおかけした。

(オ) 被災家屋の取り扱い

本市では、被災家屋の先行解体と自費撤去は民法上の「事務管理」の考え方に基づく償還払い業務、市が業者に委託する公費撤去業務の 2 本立てとしたが、環境省の災害廃棄物処理事業費補助金（以下、「災害補助金」という。）の対象が、全壊判定は、撤去（解体）から処分まで、大規模半壊と半壊は運搬から処分まで（図 1 参照）であるため、国、県には、補助対象となるよう、要望を行ったものの、大規模半壊判定家屋の撤去（解体）費は市費で負担したことから、かなり複雑な制度となった。

通常災害では、全壊判定家屋はごみ扱い（再使用が困難、資産価値がない）となるが、災害規模によっては、半壊以上の家屋の撤去（解体）費用も補助対象となる。

ただし、全壊判定家屋の一部解体ごみ、リフォームごみは、産業廃棄物となるため、注意が必要であり、本市では、これらの搬入を断るのに苦労した。

	被災判定	撤去 (解体)	収集・ 運搬	処分
通常の取扱い	全壊	◎	◎	◎
	大規模半壊・半壊	×	◎	◎
九州北部豪雨 (朝倉市・東峰村)	全壊	◎	◎	◎
	大規模半壊	× ○	◎	◎
	半壊	×	◎	◎
熊本地震、	全壊	◎	◎	◎
西日本豪雨	大規模半壊・半壊	◎	◎	◎

図 1 被災家屋の撤去、収集・運搬、処分における補助制度の概要
 (国の補助対象：◎、補助対象外：×、単費対応：○)

キ その他の廃棄物等の処理（関係所管課、機関との連携等）

今回の災害では、大量の土砂と流木が発生した。当然、農地等にも大量の流木が流れ込んだ。この流木の処理に関しては、基本、農林商工部が対応したが、搬出先が市域外であったため、搬入先の自治体へ廃棄物処理法施行令第 4 条 9 号イ通知の事務処理を依頼され対応した。

国・県道においては、漂着ごみと勝手置き場が発生したため、県土整備事務所と北筑後環境事務所が来所され、飛散による 2 次被害防止の観点から、この撤去について協力の相談があった。これらのほか特殊な事例としては、次のようなことを取り上げる。

(ア) ホールクロップサイレージの処理

道路等に漂着した所有者不明のホールクロップサイレージ（ロール状にラッピングされた酪農家の飼料用稲わら。写真 3 参照）の処理がある。当初集積されたサイレージは、汚水によって侵されていたため 2 次発酵が始まり、牛の餌としては使用

できないうえ、腐敗が進み異臭やハエ等が発生したことから、環境省と協議（査定の段階で認められた）し環境保全上の支障があるとして、この業務は、当該補助事業の対象となった。

しかしながら、形状（約1 m³）やその量（100 kg～200 kg、240個）から自治体の清掃工場での処理が困難であったため、市域外のセメント工場と交渉を行い、所在地の自治体と協議し前述した政令第4条9号イ通知等の事務処理を

し、産廃協会を通じた処理スキームとは別途に運送業者、セメント工場と業務委託契約を行い処理した。これは、災害査定において、災害補助金の対象として認められなかった場合に備え、別途契約を行ったものである。

（イ）ダム湖内に漂着した流木

この流木も相当な量で、約1万トンとのことであった。ダムの管理者である独立行政法人水資源機構が主体となって処理を行うが、トレーラー等の運搬車両を持つ業者に運送を委託するにあたって、北筑後環境事務所と相談し、市と水資源機構と収集運搬業者（許可なし）との3者契約をおこなった。なお、この処理に伴う費用は、水資源機構が負担した。

（ウ）河川の応急・復旧工事に伴う漂着ごみ

本来ならば、河川敷内の漂着ごみは、河川管理者が処理すべきではある。しかし、この度の災害では、氾濫等により従来の河川敷の範囲が広がったこと（写真4参照）で、個人の敷地や農地、市道等との区別がつかなくなっていたことから、復旧工事を行う国、県と協議を行い、工事エリア内（環境省の事業範囲・個人の敷地内含む）の漂着ごみ等の処理は国・県が、被災車両は本市が対応した。この漂着ごみの処理については、前述のダム湖内流木の処理のように、3者契約を行った。

ク 地域勝手置き場への対応

発災当初、地域勝手置き場の把握まで対応できる状況ではなかったことから、北筑後環境事務所に調査を相談・依頼し7月14日から職員2名を派遣され調査をしていた。また、地域コミュニティー等から相談のあった地域集積場と合わせて、改めて



写真3 農地に漂着した大量のホールクロップサイレージ

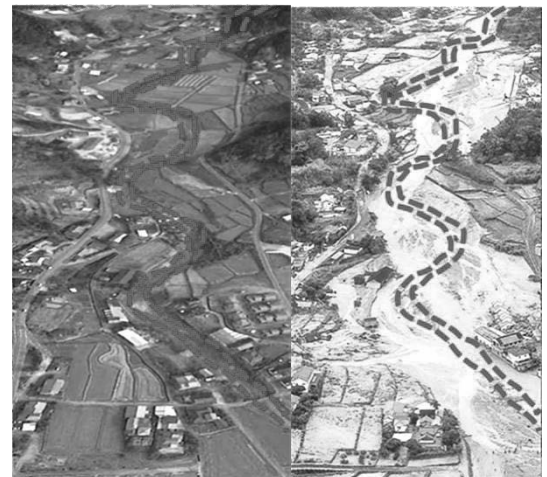


写真4 赤谷川の発災前後の状況（左が発災前、右が発災後。点線が従来の河川の線形）

担当職員による現地確認をし、住宅地図に発生場所等を記入した。

このことにより、地域の発生状況とその勝手置き場のごみの集積量と混合状態等の様子を把握することができ、他都市からの収集運搬応援車両に対しての支援期間の調整や搬出に適した車種の派遣に役立てることができた。

ケ 高速道路無料使用券（以下「高速無料券」という。）の対応

高速無料券は、処分地までの時短ができ効率的かつ経費削減ができ助かったが、準備が大変だった。というのも、車両別、往復別、高速道路と都市高速別に作成する必要があり、公印のデジタル印影も内部の事情で不可となり、発災当初は急遽、明日まで数百枚のオーダーが入ることもあり、その準備に深夜遅くまで対応したこともあった。

コ 災害廃棄物の発生量の推計

発生量の推計は、処理計画、予算確保、災害補助金対応のために必要なものであるが、当初は、道路被害などにより現地までの車両侵入ができず時間的余裕も無かったため、被災家屋の被災状況の把握ができないことから、廃棄物の発生量原単位の活用ができず推計ができない状況であった。

そこで、現地に足を運んである D-Waste-Net に推計を依頼することにより、推計発生量の概算と廃棄物の構成を概ね把握することができた。

大規模災害で現地の被災状況が確認できない場合の廃棄物発生量の推計方法として、ドローン映像と住宅地図を用い、その集落の状況を把握し、エリアごとに全壊、大規模半壊、半壊の発生量原単位を用いることもありではないだろうか。

サ 業務の見直しと人員の確保

当市のマニュアルは、概ね一週間から 10 日間ほどで終結する規模の災害を想定していたものであったため、長期化する集積場の開設にもなう担当責任者と配置職員のローテーションの見直しや、多種多様な廃棄物処理を行うための体制づくりの必要性が生じた。

このため、環境課内の通常業務を延期などの見直しとともに、通常業務は、担当職員でなくても一定の対応ができるように、通常業務における対応マニュアル集を作成した。また、マスコミ対応には情報を一本化するために、課長が対応した。

環境省支援チーム、茨城県常総市のアドバイスにより、災害補助金対策チームを設置し、災害廃棄物処理事業報告書（以後、「災害報告書」という）や災害廃棄物の処理方針、制度設計、契約事務を行った。当初は統括者、契約事務担当、技術者、臨時職員等 6 名を希望したが、10 月によりやく 6 人体制が整えて、災害報告書の作成は一段と進んだ。

この災害補助金対策チームとは別に、被災家屋の公費撤去、自主解体への支援、環境省災害補助金対象の敷地内の土砂・流木に対応するため、専門の被災家屋の対策班を立ち上げた。付随してごみ混じり上砂等の処理に関する業務も行った。さらに、災害補助金対象外の土砂関連の漂着物の対応も行った。

この班は、8月から、他課からの応援職員3名を配置、最終的には7名体制とした。技術職員の確保は必須であり、事務職員（兼務⇒専任）2名、臨時職員1名、兼務職員（技術職）2名、他都市応援職員2名を配置した。具体的には、制度設計から、集積場受人品目の整理、現地確認、業者との打合せ、契約業務、現地確認等の業務を行った。

5. 各種支援の受入れ（受援）

災害廃棄物処理に限っては、大きく分類すると、収集運搬応援車両等の受入れ（ボランティア含む）と人的支援がある。人的支援は、さらに①集積場の積み下ろし補助、誘導等の現地作業、②環境省からの事務の補助・技術的支援、③被災経験自治体からの補助金対策等のアドバイスである。ここでは、他自治体への災害廃棄物の処理の受入れは、考慮しない。

本市における受け入れ支援の構図は図2に示すとおりであった。

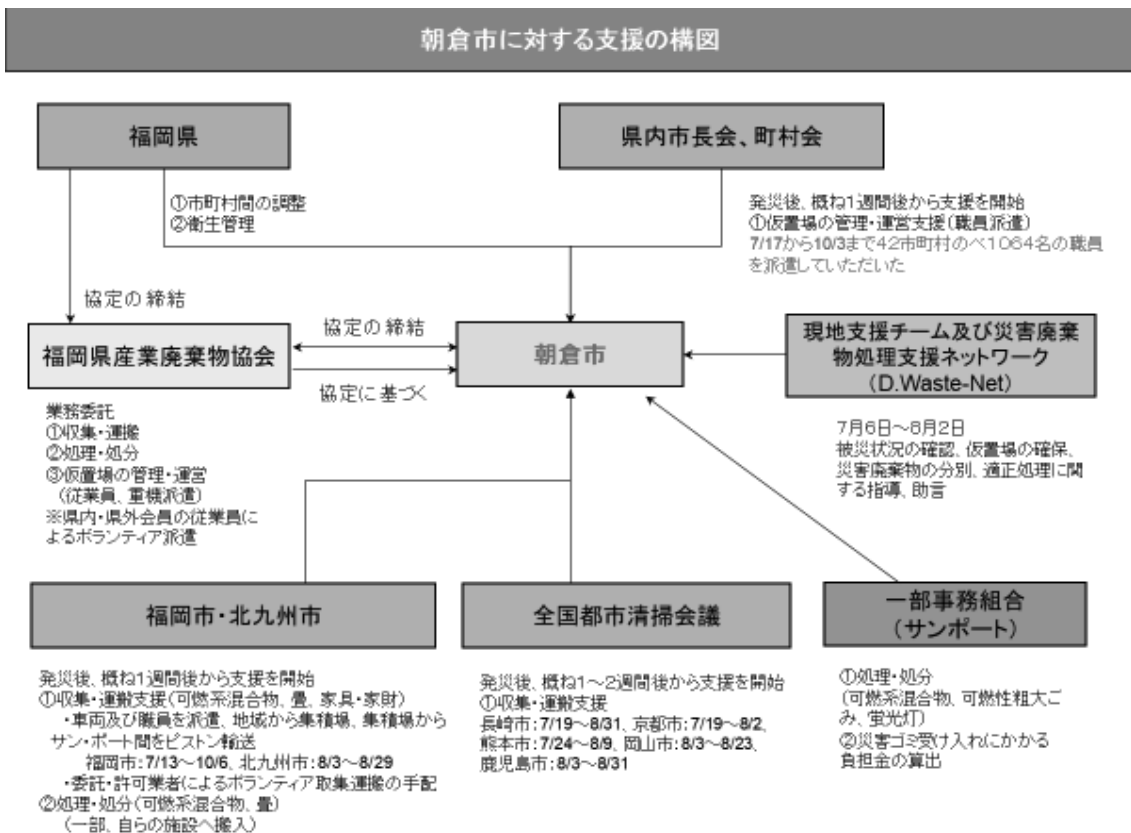


図2 朝倉市に対する支援の構図

(1) 収集運搬応援車両（以下、「応援車両」という。）等の受入れ

応援車両の手配については、本市から要請をしたものではなく、発災直後、福岡市の方から電話があり手配を進めたものであった。後日この派遣が、全国都市清掃会議（以後「全都清」という。）での動きであることがわかった。福岡市には、各都市の窓口になって様々な手配をしていただいた。日帰りをしていた都市は、本市の被災ごみを積載したまま、それぞれの清掃工場へ持ち帰っていただき、大いに助かった。

また、福岡市と北九州市からは、別途、委託・許可業者によるボランティア収集運搬を企画、手配され、この際も積載したごみは、それぞれの清掃工場へ持ち帰っていただいた。課題として、応援車両派遣の申し入れは、大変ありがたいものであったが、燃料補給に係るガソリンスタンドとの調整、資料準備、手配、パンク等の不具合発生時の対応、サン・ポートへ搬入する際の調整（確認証作成等受け入れ時のルール化等）業務が生じた。

また、応援車両をどこの地域勝手置き場へ配置するかといった差配は、担当者の頭を悩ませたが、8月後半は熊本市から2名のコーディネーターも併せて派遣され、仮置き場の現状把握や撤去計画の手伝いをしていただいた。この派遣がなければ、8月末までの撤去は進まなかったかもしれない。

(2) 一次集積場での積み下ろし補助等

福岡県市長会、町村会からの派遣は、市全体の窓口を人事係長が担い、課長を通じ要請した。集積場での誘導、積み下ろし補助等炎天下での業務は過酷なものであった。この支援は、7月17日から10月3日まで県下60市町村のうち42市町村から延べ1064名の派遣があった。この派遣のほか、サン・ポートの職員、庁内の他課からの応援もあった。課題として、派遣された職員の中には、事前に業務内容を知らされておらず、厳しい作業に心づもりができていなかった方もいたことである。

(3) 環境省支援チームと D-Waste-Net による事務的・技術的な支援

環境省支援チームと D-Waste-Net からは、7月6日から8月2日まで支援を受けた。初日に、集積場の管理の在り方（業務の委託、レイアウト、スレート類の取り扱い等）、家電リサイクル券の自治体券の活用、契約時の留意点、12月ごろ災害補助金の査定があるので、災害報告書を作成する必要があること、この災害廃棄物の処理を行うにあたって、事務分担の見直しをする必要があること、一日のまとめとしての報告会開催等の提案がなされた。この場で筆者が今後、災害廃棄物処理に関するチーフとして対応していくことが明確となった。

初日、来課された時は、事前に知らされていなかったため、正直戸惑いがあったが、その後は、様々な助言、問題解決の相談に乗っていただき、頼もしく心強い存在となっ

た。課題として、前もってこの制度のことを知らない自治体は多いのではないかと思われる。しかし、このプッシュ型（押しかけ型）と言われる支援は、被災した自治体から要請をして叶うものでもない。また、今後広域で被害が発生した場合、本市にしているだけで十分なきめ細やかな支援は、困難であろう。被災した都道府県に拠点をおいて対応するなど、今後どのような形で被災自治体に関わっていくのかは、一つの課題であろうと思われる。

また、発災当初の災害本部においては、災害廃棄物の処理は二の次になってしまいがちであり、さらには、一般廃棄物（流木、土砂含む）は市町村に処理責任があるということで、市町村が、その処理を行うような議論になる。ぜひ、廃棄物処理の重要性についての発言を行っていただきたい。このことにより、全庁的にも災害廃棄物の処理に関する理解と処理は、一層進むものと思われる。

（４）被災経験自治体からの支援（事務的助言）

環境省から要請を受けた茨城県常総市の職員お二人が、7月25日と26日に来課され、今後の契約事務の進め方や、災害廃棄物の処理に関する様々な記録写真の取り方、災害報告書作成における留意点について、懇切丁寧にそして熱く説明された。特に、処理を進めるにあたって、ヒト（スタッフの確保）、カネ（予算の確保、災害補助金の対策）、モノ（執務室の確保、事務を行う環境づくり等）の大切さを教えていただき、廃棄物の処理体制づくりや災害報告書作りに大いに役立った。

6. 被災自治体への支援

平成29年度は、大分県津久見市、30年度は、西日本豪雨災害被災自治体の愛媛県大洲市、岡山県の倉敷市、北海道の胆振東部地震被災自治体の安平町、厚真町、むかわ町、日高町へ被災経験自治体として、災害補助金関連等の助言を常総市に倣って行った。

支援の内容としては次のとおりである。

① 被災自治体の概要や状況の把握

被災自治体の概要（人口や位置など）や被災状況を事前にネット等で情報収集し、現地では、改めて、被災状況を説明していただき、現地を確認した。

② 災害廃棄物の処理状況と今後の処理フローの確認と助言

現時点での進捗状況と今後の処理の方針についての確認を行い、悩んでいること困っていることへの助言を行った。

③ 災害報告書作成における留意点、災害査定に向けての助言

災害補助金を活用するにあたり、本市の場合、まずは災害報告書を提出し（処理実行計画は提出していない）、後日、国（環境省）から査定官と財務省（今回は福岡財務支

局) から立会官が来所し、その補助金額が適正かどうかの査定を受けたことから、被災自治体に対しては、これまでの経験に基づき、次のような点について助言を行った。

- a. 数量や価格の根拠をしっかりと説明できるようにしておく。
- b. 資料(写真、合見積書、設計書)を揃えておく(現場写真はたくさん撮っておく)。
- c. 随意契約(以下「随契」という。)理由を具体的かつ明確にしておく。
- d. 緊急随契(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)による業務が長期になる場合は、概ね 3 か月をめぐりに入札を行う。
- e. 随契の場合、緊急時だとしても、業者選定の根拠、契約金額の根拠、透明性と公平性は確保する必要がある。
- f. 査定時には、災害関係業務事務処理マニュアルのシナリオ事例を参照し、概要、個別事業、算出根拠等の項目別に説明者や指摘された時の資料を用意する者、記録者等の役割を分担し、スムーズな説明を心がける。
- g. 説明するための手持ち資料として、被害概要、災害発生の実態、写真・地図の確認、ごみ処理の流れ等に関する説明文を用意しておくが良い。
- h. 査定のみならず、庁内の内部定期監査、数年後の会計検査にも備える心づもりで行う。
- i. 災害処理にあたって参考になった資料等を伝える。(例: 災害廃棄物対策指針、災害関係業務事務処理マニュアル、常総市から説明頂いたパワーポイント資料等)

7. 受援と支援の課題

これまでの受援及び支援経験をもとに、事務的助言に関する主な課題を整理してみた。

① 費用・組織的な課題

支援を要請する側の課題としては、費用負担の発生、時間的・精神的な余裕などの懸念から、要請を躊躇する場合がある。しかし、被災経験自治体からの助言を受けることにより、災害廃棄物の処理、これに伴う事務、査定において補助金対象として認められる率は、はるかに上がり何十万、何百万の金額の差となるため、被災自治体は、旅費等の負担をしてでも支援を要請したほうが良いと思われる。

支援する側の課題としては、組織的な理解(通常業務への支障、旅費の負担等)を得ることができるかどうか、それまでの災害対応での代休が消化しきれていない状況に加え、派遣職員の時間外勤務(代休)の増加等による健康管理上の問題があげられる。

② 業務上の課題

受援時の対応としては、現地案内、状況説明、課題の整理、受援のための資料作成、支援車両の受入れ時には撤去場所(地域勝手置き場等)への差配対応等がある。場合によっては、送迎、食事処の段取りがある。

受援側の課題としては、限られている人員で発災後の情報収集や対応に追われる状況の中で、さらに時間を割いて支援を受け入れるための被災状況の説明や助言を聞くことが負担と感ずる場合がある。

支援側の課題としては、通常業務に支障がないような日程調整被災自治体の情報を短時間で収集、支援のための資料作成業務が発生することがあげられる。

③ 精神的な課題

受援側としては、プッシュ型支援に関する制度のことを知らなければ、現地に来られた際は困惑する場合がある。また、要請した場合は、その査定等において一定の成果を出さなければといったプレッシャーを感ずることもあるだろう。逆に支援側としては、被災自治体の目線に立った支援ができるのかといったプレッシャーを感ずることとなる。また、外部からの支援は限られた期間でのもので、災害対応の主体は、あくまでも被災自治体であるといった認識を強く持つ必要がある。

8. 今後の受援と支援

大規模災害廃棄物の対応を目前にして、支援を要請するかどうか、今後も多くの自治体はその判断に躊躇されると思われる。環境省の現地支援チームには、ぜひ、この背中を押す役を担っていただきたいと思う。実際、大洲市と倉敷市は、本市への支援を要請するよう勧められたと聞いている。

現地支援の成果の一つには、受援側の担当職員との繋がりができ、引き上げた後にも気軽に相談に乗れる関係づくりができることと感ずている。

また、大規模災害が広域で発生した場合は、人材が圧倒的に不足するため、支援を受けた自治体の職員の方々には、災害廃棄物処理の体験を生かし、ぜひ次の被災自治体へ支援をしていただければと思う。

9. 終わりに

最近、毎年のように大規模災害が発生している。昨今の気象状況下においては、いつ、どのような災害に見舞われるか誰にも分からない。著者らもそうであった。台風が逸れ、安堵していたところにこの災害に見舞われた。各自治体の職員に置かれては、大規模災害は必ず起きるものといった心構えのもと、災害廃棄物処理計画の策定や見直し、さらに踏み込んだ初動マニュアルの作成、研修への参加はもちろん、図上演習等の実施等をお勧めする。

そして、最近の災害廃棄物の発生状況を鑑みると、改めて、日ごろからの退蔵品の整理に関する住民への周知の必要性を感じたところである。

本市の災害対応は、後手に回った感はあるが、臨機応変に対応することができたとも言え、その要因の最たるものは、「人に恵まれたこと」いっても過言ではない。素晴

らしいスタッフ、課内外の職員との連携、様々な自治体、関係機関、団体との繋がりの中なかで、それぞれの方々に、書類作成への配慮をはじめ、様々な相談に乗って頂いたこと等、親身な対応がどれだけ心強かったことか。今後もこの繋がりを大切にしていきたいと思っている。

発災直後から、環境省をはじめ、様々な機関、団体、ボランティアの方々、そして全国からの義援金、ふるさと納税を含む様々なご支援とご協力を頂いた。おかげさまで、市は、市民の生活再建にかけた熱い思いもあり、現在、復旧・復興に向け着実にその歩みを進めているところである。改めて、ここに感謝の意を表す。

最後に、本稿で紹介した事例は必ずしも優良事例といえるものではない、また、各自治体のそれぞれの事情（被災状況・規模、処理スキーム等）もあるかと思うが、課題を共有することで、少しでも読者の参考になれば幸いである。